令和８年

第４回市議会定例会　議案第２１号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年函館市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「（函館市戸井廃棄物最終処分場を除く。）」を削り，同条第２項を削る。

別表第２中

「

埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに 163円
	函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	(1) 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量（以下この表において「最大積載量」という。）が1,000キログラム以

		上 2,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの　1台につき 2,000円 (2) 最大積載量が 2,000キログラム以上 4,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの　1台につき 4,000円 (3) 最大積載量が 4,000キログラム以上の自動車により搬入されたもの　1台につき 8,000円 (4) 道路運送車両法に規定する道路運送車両（前3号に掲げるものを除く。）により搬入されたもの　1台につき 1,000円 (5) 前各号に掲げる方法以外の方法により搬入されたもの　1回につき 1,000円

を

」

「

埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに 163円

に

」

改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

戸井廃棄物最終処分場の廃止に伴い規定を整備するため